ハ　イに掲げるもの以外の交流用の電力量計（当該電力量計により計量した電力量の情報を電磁的方式により送信する機能を有するものに限る。）　二百八十円

(1)　定格電流が三十アンペア以下のもの　三百七十円

(2)　定格電流が百アンペア以下のもの　四百十円

(3)　定格電流が百アンペアを超えるもの　六百七十円

(i)　単相三線式のもの　七百十円

(ii)　(i)に掲げるもの以外のもの

(i)に掲げるもの以外のもの

附　則

この政令は、平成二十四年七月一日から施行する。

原子力損害賠償支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年六月二十七日

経済産業大臣　枝野　幸男
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百七十三号

原子力損害賠償支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第五十九条第五項及び第六十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力損害賠償支援機構法施行令（平成二十三年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該納付金の額の二分の一に相当する金額については、翌事業年度の一月三十一日までに国庫に納付することができる。

第四条中「二兆円」を「四兆円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　平野　博文
経済産業大臣　枝野　幸男

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年六月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百七十四号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令

内閣は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第二条第十号イ及び第十一号ロ、第五条並びに第十二条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第十号イの政令で定める金額は、六億四千八百万円とする。

（担保上限金額の算定の基礎となる金額）

第二条　法第二条第十一号ロの政令で定める金額は、六千九十四億六千七百十七万八千円とする。

（納付金の金額）

第三条　法第五条の政令で定める金額は、千五百万円とする。

（納付金の納付期限）

第四条　法第十二条第一項第二号の政令で定める期限は、法第三条第一項に規定する特定保険者交付金交付契約の締結の日とする。

（その規定の違反が特定保険者交付金交付契約の解除の事由となる法律の範囲）

第五条　法第十二条第一項第五号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）

二　船員法（昭和二十二年法律第百号）

三　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）

四　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（国土交通省組織令の一部改正）

2　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の二中「附則第五条の四」を「附則第五条の五」に改める。

附則中第五条の四を第五条の五とし、第五条の三を第五条の四とし、第五条の二の次に次の一条を加える。

（海事局の所掌事務の特例）

第五条の三　海事局は、第十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第三条第一項に規定する特定保険者交付金交付契約（附則第二十五条第二号において単に「特定保険者交付金交付契約」という。）に関する事務をつかさどる。

附則第二十五条を次のように改める。

（海事局総務課の所掌事務の特例）

第二十五条　海事局総務課は、第百四十一条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務並びに同条第五項の業務のうち貸付契約及び保証契約に係る業務に関すること。

二　特定保険者交付金交付契約に関すること。

国土交通大臣　羽田雄一郎
内閣総理大臣　野田　佳彦